

大館市市有林 J-クレジット創出事業仕様書

1. 基本的な考え方

大館市市有林2,409.57ha（以下「大館市市有林」という。）を対象に、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）に基づくクレジットの創出を市と共同で取り組む者（以下「クレジット創出者」という。）、大館市市有林の整備を行う林業事業者（以下「林業事業者」という。）及びJ-クレジットの販売促進を行う事業者（以下「クレジット販売促進事業者」という。）、もしくはJ-クレジットを自ら購入する事業者（以下「クレジット購入者」という。）で構成される共同運営体（以下「共同運営体」という。）が締結する協定に基づき、相互の協力のもとに、航空レーザデータを活用するなどしてJ-クレジット創出に取り組む。

なお、創出したクレジットは、市が所有する。

共同運営体は、市が取得したJ-クレジットの販売活動を支援、もしくは自ら購入する。

さらに、市は取得したJ-クレジットの販売益を活用して共同運営体に大館市市有林の整備を委託する。

2. 事業名

大館市市有林J-クレジット創出事業

3. J-クレジット創出の対象となる森林

大館市市有林 2,409.57ha

対象森林・対象業務は現時点のものであり、業務過程において変動が生じる場合がある。

4. CO₂ 吸収量の試算

市が試算したCO₂ 吸収量は38,000 t-CO₂/8年である。

5. 整備の対象となる市有林及び経費

本事業で取得したJ-クレジットの販売益を活用して整備する大館市市有林は、県行造林地、又は官行造林地において、既に主伐後に返地されている造林未済地及び主伐後に返地を予定している造林未済地とし、下表の所在の森林とする。

所在地	林小班	面積	伐採年度	返地年度
十二所字猿田沢 156-2 ほか	138 林班 6 小班ほか	約 32ha	H23	H27
岩瀬字上鴨沢 22-1 地内	65 林班 72 小班ほか	約 7ha	R9	R10
岩瀬字上鴨沢 22-1 ほか	65 林班 73 小班ほか	約 24ha	R13	R14
十二所字平内沢 380 地内	162 林班 12 小班ほか	約 10ha	R14	R15

国県の現施業計画期間以降の年度であるため、現時点での予定であり、状況によって時期は前後する。

上表の大館市市有林において、除伐、作業道作設、地拵え、植栽、下刈等整備費に要する費用は、市で試算した 239 百万円とし、この予算内での森林整備の提案とする。

なお、既に返地済みの造林未済地の現況は、別添空撮写真のとおり。

6 . 協定期間

協定締結の日から令和16年3月31日（協議により延長可能とする。）

7 . 制度文書

事業の実施に当たっては、本仕様書の定めによるほか、以下のJ-クレジット事務局が定める最新の制度文書を遵守して実施するものとする。

- ・実施要項
- ・実施規定（プロジェクト実施者向け）
- ・実施規定（審査機関向け）
- ・モニタリング算定規定（森林管理プロジェクト用）
- ・方法論策定規定（森林管理プロジェクト用）
- ・約款（プロジェクト実施者向け）

8 . 事業の進め方

（1）共同運営体における役割分担

市の役割

- ア プロジェクト登録申請費用の負担
- イ モニタリング認証申請費用の負担
- ウ クレジットの創出に要した費用の負担
- エ 大館市市有林整備費用の負担
- オ 造林補助における申請業務
- カ 大館市市有林の管理（巡視等）

クレジット創出者の役割

- ア プロジェクト登録申請手続き
 - イ モニタリング
 - ウ モニタリング認証申請手続き
 - エ クレジット認証・発行申請手続き
- クレジット販売促進事業者もしくはクレジット購入者の役割
- ア クレジットの販売促進もしくはクレジットの購入
- 林業事業者の役割

ア 市が指定する大館市市有林の整備・管理

(2) スケジュール

令和8年度に実施する作業

ア プロジェクト登録

- ・計画書作成、審査機関による審査対応
- ・プロジェクト登録申請

令和9年度以降隔年で実施する作業

ア クレジット認証・発行

イ モニタリング報告書作成、審査機関による検証対応

ウ クレジット認証・発行申請

エ クレジットの活用

- ・発行されたクレジットの販売促進もしくは自ら購入

9. 情報管理及び情報保護対策

- ・共同運営体は、本業務で取り扱う情報について、個人情報、発注者から貸与された資料及び情報を適正に管理するものとする。なお、共同運営体が第三者に解析、集計等を依頼する場合は、市に書面により協議し、承諾を受けなければならない。
- ・共同運営体は、機密情報の提供、返却等の授受については、市と協議の上、行うものとする。

10. 市が共同運営体に提供、貸与する資料

(1) 提供資料

- ・森林経営計画書（令和5年5月1日～令和10年4月30日）

次期の森林経営計画書（令和10年5月1日～）については、作成後に提供する。

また、森林経営計画の内容に変更が生じた場合はその都度提供する。

- ・契約地別施業履歴

(2) 貸与資料

市は、本業務の遂行上必要な又は利用可能な資料で、市が所有しているものについては貸与する。

(3) 資料の管理及び返却

共同運営体は、貸与資料を破損・紛失・盗難などの事故がないように管理し、本事業が完了したとき、協定が解除されたとき、及び本業務の遂行上不要となったときは、市に速やかに返却を行うものとする。

1 1 . 守秘義務

- ・ 共同運営体は、協定から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならないものとし、業務で知り得た内容を第三者に開示・漏洩してはならず、業務の完了後も同様とする。
- ・ 共同運営体は業務で使用する各種資料・データに含まれる情報等、情報の機密性を高く求められる資料を利用するため、取扱には紛失又は漏洩の無いように格別な注意を払うものとする。

1 2 . 紛争の回避

共同運営体は、業務の遂行のため他人の土地に立ち入る場合、あらかじめ土地の所有者の了解を得るなど、紛争が起こらないように留意すること。

1 3 . 諸事故の処理

- ・ 共同運営体は、情報の漏洩を含む諸事故が発生した場合、速やかに市に報告する。
- ・ 本事業により生じた諸事故及び第三者に与えた損害は、その原因が共同運営体による場合、共同運営体の責任により解決しなければならない。
- ・ 上記の規定は、本業務係る協定期間の終了後又は協定解除後も同様とする。

1 4 . データ解析成果品の帰属

- ・ 得られた成果品は、著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 21 条から第 28 条及び第 47 条第 3 項に定める全ての権利並びに民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）第 206 条に定める所有権はクレジット創出者が有するものとし、市に使用権を提供するものとする。
- ・ また、クレジット創出者は、本業務の成果品を市の許可なく第三者に対して複写、公表、貸与及び使用してはならない。

1 5 . その他

本仕様書に記載のない詳細な項目、内容等については、市と共同運営体で協議し決めるものとする。